

平成27年5月14日

最高裁判所秘書課長 殿

アメリカ合衆国出張報告書

仙台地方裁判所判事(出張時 東京地方裁判所判事)

小池 健治

横浜家庭裁判所相模原支部判事 品川 しのぶ

## 第1 はじめに

当職らは、平成27年1月25日（日）出国、同年2月7日（土）帰国の日程でアメリカ合衆国に出張し、アリゾナ州フェニックス、テキサス州ダラスを訪問して、各地における刑事陪審裁判における証人尋問の実情等について調査する機会を得たので、その結果を報告する。もとより、意見にわたる部分は出張者ら個人のものであることを付言させていただく。

なお、各地の調査においては、静岡家庭裁判所富士支部判事補影山智彦氏（フェニックス）及び東京地方裁判所判事補水田直希氏（ダラス）に、それぞれ多大なご尽力をいただいた。ここに深く感謝の意を表したい。

本報告書においては、まず、今回の調査における当職らの問題意識を明らかにした上で、各地における調査内容を報告したい。今回の調査が、今後の裁判員制度における証人尋問の一層の改善・充実はもとより、刑事司法全体の発展に少しでもお役に立てれば幸いである。

## 第2 今回の調査テーマについて

当職らの調査事項は、米国刑事陪審裁判における証人尋問の具体的な実践状況であり、その背景にある問題意識と調査の目的は、次のとおりである。

裁判員制度の施行後、否認事件はもちろん自白事件においても、当該事案の争点や犯情を明らかにするために人証（証人尋問及び被告人質問）による立証が定着している。人証により公訴事実や重要な犯情事実が立証されるのであるから、公判廷での的確な心証をとるためにには、当事者により適切な尋問がなされることが

必要不可欠である。したがって、当事者の尋問技術のより一層の向上が喫緊の課題といえるが、公判審理の現状をみれば当事者の尋問技術はなお不十分であって、改善すべき余地が大きいと思われる。例えば、主尋問や主質問では、立証すべきポイントを明らかにするという目的を踏まえ、簡潔で分かりやすい尋問がなされるべきであるといえるものの、現実には、子細に過ぎる事実を引き出そうとしていたり、あるいは争点との関連性の薄い事実を聞き出そうとする尋問等がしばしば見られる。そのような尋問は、冗長でメリハリがないため、肝心の立証すべきポイントがぼやけていて心証が得にくいだけでなく、争点を拡散させる弊害もあるものもある。また、検察官においては、捜査段階の供述調書を再現することにこだわり、主尋問で、一字一句供述調書の内容どおりに供述させようとする尋問等がみられることがある。また、反対尋問や反対質問は、論告や最終弁論の主張で結実することを目指し、主尋問の供述の信用性を弾劾することが目的となるが、そのためのポイントを押さえた効果的で無駄のない尋問が望ましい。しかし、現実の反対尋問の例をみると、主尋問を上塗りするだけの重複尋問、十分な目的がないままに漫然と行われる尋問、尋問者の意見を押し付け、あるいは論争をしかけるだけの尋問等がまま見られる。そのような反対尋問等は、無意味であるばかりか、反証すべき点に関する心証形成という意味では問題がある。また、弁護人の反対尋問において、捜査段階の供述との些細な食い違いを延々とあげつらうような尋問もみられるが、これも意味をなさないものが少なくない。

米国の陪審裁判においては、陪審員のみで有罪無罪を評決するのであり、我が国でのそれ以上に、事実の有無を明らかにする人証の取調べの重要度、その技術・手法への関心や意識が高いと考えられ、したがって、実務法曹の中で、証人尋問の技術等として意識・共有されているものもあるとうかがわれる。そこで、米国での証人尋問の実態を調査することは、我が国における証人尋問の在り方を考える上で非常に有益と思われた。

米国の陪審制度は、連邦のものも、州のものも、基本的には、有罪答弁をして

いない否認事件について、有罪無罪を決するためのトライアルを対象としている。我が国では、自白事件であっても事案の重要な犯情を明らかにするためには、人証による立証がのぞましいと考えられており、実際にほとんどの事件で人証による立証がされているが、かかる自白事件の立証という面でも、参考になる点があると考えた。例えば、裁判員裁判では、争いのない客観的事実については統合捜査報告書等の書証による立証が多用されていて、それについての分かりやすい立証の在り方が問題となっている。米国の陪審裁判では、争いのない事項の立証に「訴訟上の合意」(stipulation)が用いられると聞いているが、その利用状況を含め、我が国の裁判員裁判での分かりやすい立証の在り方を考えるためには、米国で争いのない事項がどのように立証されているのかを調査することも参考になるとを考えた。この点も付隨してインタビューの機会等に調査してみたいと考えた。

また、米国では刑事免責と引き替えに証言をする司法取引が活用されているが、我が国でも、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の新設等を内容とする刑事訴訟法等の一部を改正する法律案が平成27年3月13日第189回国会に提出された。同法案が成立すれば、今後そのような形で得られた証言の信用性評価が問題となると予想される。そこで、米国において、そのような証言の信用性についての考え方等が聴取できれば、我が国における議論の参考になると考えた。

以上が、今回の調査における当職らの問題意識と調査目的である。なお、実際の調査においては、本調査の直接の対象である証人尋問の傍聴や証人尋問に関するインタビューなどを中心としつつ、これらに限定することなく米国刑事裁判手続を広く見聞するよう努めた。そこで、以下では、調査結果について、広くご紹介することとした。

### 第3 アリゾナ州フェニックスにおける調査の概要（1月26日～2月1日）

フェニックスでは、マリコパ郡上位裁判所 (Superior Court of Arizona in Maricopa County) 及び市裁判所 (City of Phoenix) の庁内見学・説明、マスター

一カレンダー制度 (Master Calendar Case Management System) の手続説明・傍聴, RCC (Regional Court Center) 手続・最初の審問手続 (Initial Appearance) ・酒酔い等運転事案 (Driving Under the Influence, 「DUI」) の審理・陪審員選任手続 (Jury Selection) ・公判審理手続の各傍聴, 裁判官, 檢察官, 弁護士及び大学教授との面談・会食などを行った。調査した内容は必ずしも今回の調査事項に限られないが, フェニックスにおける司法制度全般について広く調査できたことは, 非常に貴重な経験であった。

以下, その概要を項目別に報告する。

## 1 マスターカレンダー制度について

マリコパ郡上位裁判所で採用されているマスターカレンダー制度について, クリストファー・ブルエンステイン (Christopher G. Bleuenstein) 刑事部副管理官 (Deputy Criminal Court Administrator) から説明を受けた。同制度の詳細は, 佐藤彩香判事補作成の平成21年10月5日付け報告書簡8頁, 花田隆光判事補作成の平成25年10月16日付け報告書簡5頁, 三上孝浩・瀧岡俊文両判事作成の平成26年5月9日付け出張報告書別紙3・1頁において紹介されているので, それらを参照されたい。マスターカレンダー制度は, 全米でもトップクラスの刑事事件の件数を抱えている同郡において, 重罪 (felony) の刑事手続の遅延を改善するために採用され, その後対象を拡大してきたものである。ここで考えられているのは, さほど深刻でも複雑でもない重罪事件について要領よく解決すれば, より複雑で深刻なケースにおける審問手続などに時間が割けるとともに, それが被告人の迅速な裁判を受ける権利や被害者が望む早期の事件解決などにも結び付くというものである。そして, この制度の下では事件を各裁判官に固定して分配するのではなく, 各手続段階に応じて別々の裁判官に事件を担当させており, 割り振りなどについてかなり合理的な仕組みが組まれていて, 裁判所の運営の在り方としても学ぶべきところが多い。興味がある方は, 上記の報告書などを参照されたい。なお, 同副管理官によれば,

基本的にすべての刑事事件はマスターカレンダー制度の対象であるが、対象外となっている死刑相当事件（Cases Designated as Capital）の場合は、上席裁判官（Presiding Judge）が担当し、審理までに5、6年を要するものがあるとのことであった。

1月27日、当職らは、クレーマー判事（Judge Joseph Kreamer）によるマスターカレンダー制度に基づく期日指定手続（「FTD」, Firm Trial Date）を傍聴する機会を得た。同手続は、最終公判前整理手続（「FTMC」, Final Trial Management Conference）の後、アサインメント裁判官（Assignment Judge）が、公判審理期日と公判担当裁判官（Trial Judge）を確定する手続である。身柄拘束中（in custody）の被告人はアレンジメントの日から120日以内に、それ以外の被告人は150日以内に同手続を行うこととされ、最終公判前整理手続から最低5日間を開けて行うこととされている。アサインメント裁判官は、事件の内容や当事者の意見を踏まえ、公判期日と担当裁判官を確定する。

刑事専用法廷棟となる予定のサウス・コートタワーの3階法廷で同手続を傍聴した。午前8時からの期日に約20件の事件が予定されていた。同法廷には、ガラス越しに中の様子を確認できる身柄拘束中の被告人の待機室が設けられ、傍聴席には検察官、弁護人らが多数集まっていた。クレーマー判事が事件番号を呼び上げると、検察官及び弁護人・被告人は1組ずつ進み出て、同判事からトライアルの準備ができているかどうかの確認を受ける。英語を理解できない被告人には通訳が寄り添い、裁判官や検察官、弁護人の発言を随時同時通訳していた。身柄拘束中の被告人は、手錠と足錠がつけられたままであった。また、被告人が出頭しなかったために期日指定ができない事件もあった。

傍聴した事件の中では、異議（Motion）の処理がまだ終わっていない、あるいは罰則付き召喚状（Subpoena）を送達したが返答がないため準備ができない、あるいは事件が複雑で準備が必要であるなどの理由で、公判の準備が未了の事件もあり、更なる打ち合わせ期日が指定されたものもあった。また、公判期日

までに準備を終わらせることとして一ヶ月程先に公判期日を指定したものもみられた。

準備が終了している場合、公判期日等が指定される。事前の説明では、当日直ちに陪審員の選任手続が行われることもあると聞いており（アサインメント裁判官が当日午前10時30分までに陪審員の選任手続の開始を命じた場合、当日午後1時30分までに選任手続が開始される。），クレーマー判事も何件かの事件においてその旨提案していたが、最も早く翌日から期日が始まるというものであった。出廷予定の証人の都合等を理由に1か月先程度の期日が指定される事案もあった。また、アサインメント裁判官が割り当てた公判担当裁判官について、各当事者は1人まで拒否できるとされている（アリゾナ刑事訴訟規則 Rule 10.2. Change of judge upon request）。実際、弁護人が返答を一旦留保し、携帯電話で何かを確認後、当該裁判官を拒否したため、別の担当裁判官が割り当てられたケースがあった。クリストファー副管理官の説明によると、そのケースでは、新人の公判担当裁判官が割り当てられたため、当事者が当該裁判官の傾向を知らないため、リスクを考えて慎重になっているということであった。

手続終了後、クレーマー判事と数分間意見交換した際、期日を延期できる場合としては、当事者が平行して別事件を担当している場合や、証人の都合等が合わないなどの場合が考えられ、そのような場合に、期日が先になるのはやむを得ないと述べられた。

なお、翌1月28日にも期日指定手続を傍聴することができたが、その際、有罪答弁手続が行われた。担当判事は被告人に対し、答弁しようとしている被疑事実の種類、法定刑等（量刑上の特別条件、仮釈放、減刑に関するこを含む。），弁護人選任権、陪審による裁判を求めるこを含む憲法上の権利、無罪答弁の権利、控訴権放棄となるなどの不利益が生じ得ることを時間をかけて丁寧に説明し、理解を得ており、答弁が自主的に行われたことを確認していた

(石田寿一判事作成の平成23年11月7日付け報告書においても、同様の権利告知がなされていると報告されている。)。

## 2 DUI 手続

1月28日、当職らは、ドノフリオ判事 (Judge Charles Donofrio III) によるアリシア・ジーン・ドゥワイアに対する DUI 等の事件の公判手続を傍聴する機会を得た。同事件は、大陪審の起訴にかかるものであり、飲酒の上無免許で自動車を運転し（訴因は2つ）、その際、取締りの警察官に対し逮捕を免れようと暴行を加えた（訴因は2つ）という事案である。なお、事前の計画では、当日全ての公判審理が行われる予定の別の DUI 事件（陪審）を傍聴する予定であったが、同事件の冒頭手続で急遽被告人が有罪答弁をしたために公判審理の予定が流れてしまったため、上記のアリシアに対する事件を傍聴することとなった。実際に傍聴できたのは、弁護人側証人に対する主尋問以降の手続であった。以下、証人尋問手続を中心に傍聴等の結果を報告する。なお、DUI 手続の概要是、花田判事補作成の平成26年5月5日付け報告書簡に詳しいので、参照されたい。

同事件の公判審理手続は、2日前から行われ、検察官側証人として、警察官3名、専門家1名、自動車関係の技術者1名、運転免許に関して州の職員1名等7名が取り調べ済みとのことであった。傍聴当日は、弁護側証人として被告人の母親の証人尋問が行われ、被告人に対する尋問は行われずに証拠調べが終了した。その後、休廷中に、陪審員に対する裁判官による最終説示 (Final Instructions) の内容を当事者が確認し、裁判官と当事者が何度かやり取りした末、最終説示案が作成された。再開後、裁判官から陪審員に対して同最終説示書に基づいて説示がされ、引き続き検察官による論告、弁護人による弁論、検察官による最終論告が行われて、公判審理手続が終了した。

証人尋問は、主尋問では証人に具体的な内容を語らせており、基本的に証人に記憶に従って話をさせるオープン・エンディド・クエスチョン（以下「オー

「ブン・クエスチョン」という。) のスタイルで実施されていた。一方、反対尋問は、Yes か No の答えを求める誘導尋問で行うことが徹底されており、質問と答えが実際にテンポ良く繰り返されていた。反対に、証人が質問に対して端的に Yes・No と答えるにとどまらず、それ以上に話し始めると、証人に対して、聞かれたことだけに答えるよう釘を刺して発言を制止したり、裁判官に対して発言の制限を求めたりしていた。当事者からの申立前に、裁判官が証人に対して、聞かれたことだけに答えるよう注意する場面もあった。また、反対尋問において、尋問者が執拗に追及しすぎて証人がくどくどと弁解を述べた場面も少なからずあり、議論にわたる尋問や重複する尋問に弊害がある点は、日本と同様であると感じた(証人は、主尋問で、被告人のボーイフレンドが運転しているのを目撃したと供述した。ところが、反対尋問では、写真を示された際、目が悪いので暗がりは特に見えにくいと答えた。検察官が、同供述を何度も何度も確認すると、証人は、本件時は眼鏡をかけていたと言い出した。)。

証人尋問全体を通して、双方から活発に異議が出された。質問に対する異議については、尋問者の質問後証人の供述前のタイミングで間髪入れずに出され、証人の答えに対する異議は証言途中で出され、伝聞証言であるとの異議が認められたような場合は、裁判官が陪審に対し、証人の発言内容を考慮しないよう申し向ける場面もあった。反対当事者からはタイミング、テンポ共に良く、かつ簡潔に理由を述べて異議が出され、また、裁判官は直ちに裁定して手続が進むため、異議の手続が尋問の流れを大きく阻害する印象は受けなかった。なお、異議が出された際、裁決に当たり当事者に詳しく確認する必要があるなどの場合には、裁判官の前に当事者が集まって協議するベンチ・カンファレンス(Bench Conference)が行われるが、同手続でも何度か見られた。その際、協議内容を陪審員に聞かれないようにするためにスピーカーから雑音が流されていたこともあり、ベンチ・カンファレンスが入ると手続が途切れてしまう感が強い。

尋問者は、証人の表情を陪審員が確認できるよう、陪審の斜め前に立って尋問し、図面や写真を証人に示して尋問する際も、証人の表情を陪審員が確認できるように、当事者は陪審側に図面を置いて示していた。また、図面等を映し出すスクリーンは、証人席と陪審員席に挟まれた位置に設置されていた。法廷の構造も当事者の訴訟活動も、証人の証言態度を陪審が判断することを意識したものとなっているとの印象を受けた。

最終説示については、伊藤大介判事補作成の平成24年4月11日付け報告書簡別添3、花田判事補作成の平成26年1月12日付け報告書簡別紙4(DUIにおけるもの)で訳されているものと大きな差はなかったので、これらを参照されたい。この事件では訴因(count)は4つであったが、最終説示には、4つの訴因が別々の犯罪であり、それぞれの訴因について別個に証拠により証明される必要があること、個別の訴因の構成要件やその判断に必要な用語の説明なども盛り込まれていた。なお、調査の後半に訪れたダラスにおける説示と比較すると、フェニックスにおける説示は項目が多岐にわたる詳細なもので、量的にも多かった。

### 3 最初の審問手続

1月28日午後4時から、最初の審問手続の担当補助裁判官(Commissioner:選挙で選ばれる訳ではないが、公設弁護士や州代理人の中から選任され、任される職務の範囲は限られているものの、行使できる権限は裁判官のそれと同じである。)の一人であるアリソン・アベ裁判官が担当される同手続を、同裁判官の後ろに着席して見学することができた。

同手続については、花田判事補作成の平成26年4月23日付け報告書簡に詳しいので、そちらを併せて参考されたいが、同手続は、マリコパ郡の上位裁判所において、トライアル前の身柄拘束期間及び審理期間を減らすために設けられたRCCプログラムの一つに位置付けられており、Jailの施設内に裁判手続を行う施設を設けていること(これにより被疑者の押送の手間や時間等も

削減される。），24時間体制で聴聞手続が行われるといった特徴がある。裁判官は、3時間おきに聴聞手続を行う体制で7日間連続で働き、その翌週が休暇になるというジョブ・ローテーションが採られており、かなりのハードワークであると感じた。なお、2014年度には1万8159件の事件が処理されている。

最初の審問手続は、日本でいう少年事件の集団講習室程度の広さの部屋で行われた。その部屋には、25～30人程度の被疑者が待機し、一角に裁判官が座る席が1メートルほどの高さで設けられていた。最初に、裁判官から全員に対し、権利告知や簡単な手続の流れの説明が行われる。その後、数名をまとめて呼んで裁判官席の前に順に並ばせた上で、1人ずつに被疑事実を告げ、処理をしていた。なお、同手続は被疑者の逮捕後24時間以内に実施され、かつ、被疑者はそこで弁護人との打ち合わせを行ったり、ポリス・レポートの中身を教えられたりし、有罪答弁をするかどうかを確認する。日本でいうと、多数の被疑者に対する勾留質問手続をまとめて行っているような印象である。なお、3人の被疑者については、精神的な混乱や暴力をふるうおそれがあるため、裁判官が自ら拘束されている施設の前まで赴き、施設内で拘束されている被疑者に対し、施錠されたドア越しに被疑事実の告知等をしていた。アベ裁判官によれば、最初の審問手続は、最初に罪を犯したことの相当な理由 (probable cause) の有無を確認するものとして重要であり、また、罪を犯したことの相当な理由があっても、軽罪でかつ前科がない被疑者については、一定の条件を付して釈放することであった。施設内で拘束されたまま手続を受けた者であっても、条件を付した上ではあるが釈放の決定をしており、我が国であれば、刑事訴訟法60条1項2号、3号該当性や勾留の必要性も認められそうな事案であったことから彼我の制度の違いが感じられた。

アベ裁判官によると、外国語の通訳を必要とする被疑者については、数ヵ国語の通訳人が在駐している通訳センターに連絡を取り、通訳を依頼するとのこ

とであった。見学当日も、スペイン語の通訳を必要とする被疑者がいたが、裁判官はその旨を被疑者から確認後、その場で直ちに通訳センターに連絡をとつて通訳を依頼し、センターにいる通訳人がセンターにいるまま、オンラインで、裁判官と被疑者のそれぞれの発言を聞き取り、それに基づいて通訳し、その内容が部屋に流れるという方法で手続が進められた。非常に合理的であり、最初の審問手続の目的にも適う方法だと感じた。

最初の審問手続の傍聴後、アベ裁判官の好意により施設側に折衝をしていたとき、Jail の見学を許された。まず 3 階に上がり、施設中央の管理棟から収容状況を眺めた。食事時の訪問であったが、階下の共有のスペースでは、他の受刑者たちと思い思いにトランプ等をして楽しむ受刑者たちの姿が見られた。部屋は 2 人一部屋であり、2 段ベッドや電話が置かれており、かなり自由な雰囲気であった。これに対し、よりセキュリティの高いレベルの受刑者を収容する別の階は、いずれも個室であり、共有スペースは存しなかった。また、エレベータに昇降ボタンはなく、カメラに指を示して階数を示し、管理棟が動かすというもので、部屋の出入りを含めて徹底した管理体制がとられていた。

#### 4 陪審員選任手続

1月29日午前、ステインリー判事(Judge Roland J. Steinle)担当の陪審員選任手続を傍聴する機会を与えられ、陪審席で傍聴することが許された。

陪審員候補者らの入廷前、同裁判官は、陪審員候補者らに対する説示案(Preliminary Jury Instructions)を当事者に示し、20 分程度検討させた後、内容について当事者から出された意見を踏まえて訂正されていた。

その後、63名の陪審員候補者らが、一人ずつ自分の番号が書かれた大きなカードを手に入廷した。中国語しか理解できない候補者が 1 名おり、通訳人が寄り添い、同時通訳していた。陪審員候補者らの宣誓後、書記官が起訴状の内容を読み上げ、裁判官は自己紹介や在廷している者らの紹介をし、予定期日の説明をした。そして、番号順に 1 名ずつ事情を確認していった。参加可能であ

るとの回答をした候補者が多かったが、仕事が忙しい、あるいは養育すべき子がいる等の理由を挙げて陪審員として5日間出頭するのは困難であるとの理由を挙げた候補者も少なくなかった。その後、裁判官と当事者とで協議し、要通訳の候補者のほか、出頭が困難であると述べた候補者ほぼ全員(15名)が免除された。免除された候補者の退廷後、裁判官は事件関係者の有無を確認し、修正した説示を読み上げた。その後、陪審候補者の1名が能力的な問題で事件を正しく判断できないと述べると、免除が認められた。

午前中の手続は、以上で終了した。傍聴前は、国民の間に陪審制度が定着しているため、仕事等の個人的な都合を理由とする免除の申立に対し裁判所が相当厳しい態度を探っているのではないかと予想していたが、実際にはかなり緩やかに免除を認めており、この点は意外であった。また、英語を理解できない候補者については、候補者自身は明確に免除の申立をしていないのに、裁判官は、法廷での手続は英語で行われるからと簡単な理由を述べ免除していた（陪審義務の免除が許される要件は、(21-202. Persons entitled to be excused from jury service) が定めているが、英語を読み書きできることは、義務免除の理由として認められている。）。

なお、陪審員選任手続については、中田幹人・横山泰造両判事作成の平成22年1月21日付け出張報告書5・13頁を併せて参照されたい。

## 5 公判審理手続の傍聴

他の事件ではあったが、1月26日午後3時から、検察官の論告、弁護人の最終弁論(Final Statement)、裁判官による最終説示(Final Instructions)の手続を傍聴し、29日午後2時からは、さらに別の事件について、検察官証人に対する弁護人の反対尋問を傍聴した。

傍聴した事件の論告及び弁論は、これまで米国での陪審裁判を傍聴した日本の法曹関係者の多くが感嘆したとおり、非常にパフォーマンス性の高いものであった。弁護人も検察官も陪審員の直ぐ前に立ち、原稿を読み上げることもな

く、パワーポイントを利用しつつ身振り手振りを交えて陪審員らに語り掛けた。その内容は、事実認定あるいは証拠評価に関する裁判官による最終説示を先取りしたような一般論と、証拠を踏まえた具体的な主張とで構成されていた。後者では、自らの主張を支える重要な証拠を再度陪審員らに示す場面（写真は現物を示し、証言は録音を流す。）が見られた。パワーポイントの文字数 자체は少ないものの、いずれも30分以上の時間が費やされ、全体のボリュームは多いと感じた。主張を聞いていて、原稿を暗記して述べているというよりは、事案がすっかり頭に入っていて、パワーポイントに示してある重要な点を導くのに必要な説明を自然な形でプレゼンテーションしていると感じられた。日常茶飯事として口頭での説明に慣れ親しんでいるため、さほど苦もなくプレゼンテーションができているように感じられた。

検察官証人に対する弁護人の反対尋問では、合意書面（Stipulation）が用いられる場面があった。まず、尋問の途中で、弁護人が検察官に手持ち書面を示して了解を得た後、裁判所に対し、合意書面である旨を告げた。その後、同書面を証人に示して、書面の種類等について尋問した後、書面の一部を朗読させる形で、書面の内容を公判廷に顕出していた。同書面が陪審員に直接示されることなく、弁護人及び検察官双方が、自分たちに必要な部分のみを証人に答えさせる方法により、それぞれ公判廷に顕出していた。傍聴席から確認する限り、関係する書面には多数の記載があって多岐にわたるようにうかがわれたが、公判廷に顕出されたのは、両当事者にとって必要な部分のみであり、陪審が内容を把握できたのは書面全体のごく一部のようであった。

我が国であれば、合意書面（あるいは実質的にその役割を果たしている統合捜査報告書）は、書証として証人尋間に先立ち、その全体が取り調べられる。その上で、必要な箇所が証人尋問で利用される。前記のような米国での取り扱いは、基本的にすべて口頭で必要な情報を明らかにするという口頭主義が徹底されており、その場で合意書面の処理がなされたのもその現れであるように思

われた。

## 6 施設見学等

フェニックスにおいては、様々な刑事事件関連施設や設備等を見学したり説明を受けたりする機会に恵まれたが、そのうち特に印象に残った2点について記載したい。

まず、共犯事件用の法廷を見学した。同法廷には、陪審員の席が隣り合って二組分設置されており、2名の共犯事件の審理が一度で済むことになる。傍聴席側の陪審員の着席位置は、証人の証言席からやや離れてしまうものの、証言態度などを判断するには十分な環境にあると思われた。また、フェニックスにおいては全ての法廷手続が録画されており、その動画はコントロールセンターで集約管理され、裁判所関係者は誰でもいつでもこれを見ることができるし、当事者もそのDVDをその日のうちには入手できるようになっている。併せて起訴状等の関係書類もデータ化されて、LAN経由で閲覧したり、入手できるようになっている。

## 7 インタビュー

証人尋問の在り方についての調査が今回の出張の主たる目的であり、インタビューに当たっては、事前にインターネットを通じて、証人尋問、とりわけ、難しいとされる反対尋問に関する文献に目を通すなどの準備をした。

目を通した限り、尋問の方法について独自の手法を提唱しているものではなく、ほぼ共通する内容であった。一番適当な形でまとまっていると思われた資料を訳したものとおり紹介する（別添資料1「主尋問及び反対尋問について」）。この資料で指摘されているポイントのうち幾つかの点は、今回のインタビューにおいても主尋問、反対尋問で注意すべき点として繰り返し登場してきた。このことからも、るべき尋問方法や技術は、訴訟関係人間に共有されていると感じた。また、裁判官を含めた訴訟関係者の口頭での尋問や説明には目を見張るものがあり、単に技術として会得しているというにとどまらず、口

頭での議論に慣れ親しんだ文化的な背景が強く影響していると感じざるを得なかつた。

また、インタビューの際、前提として我が国の裁判員制度について説明をすると、ほぼ全員から、裁判員は意見形成に当たり、裁判官からの不当な影響を受けるのではないかという疑問が呈されたのが、印象的であった。これに対しては、我々は、彼らが意見形成しやすいようにサポートはするが、意見は個々が独立して述べている旨説明すると、一応は納得しているように思われた。

#### ① キャスリン・ウェイレン(Cathryn Whalen)氏へのインタビュー

サウス・コートタワー内の公設弁護士事務所の控え事務所内(被害者との面談室)において、マリコパ郡公設事務所(Law Office of the Public Defender)代理人のウェイレン弁護士に対してインタビューをすることができた。同氏は、12年の経験を有する弁護士であり、現在は自ら法廷に立つことはなく、Early Representation Unit Managerとして若手の弁護士に対してアドバイスをする立場にあるとのことであった。同氏から聞き取った内容の要旨は、次のようなものである。

「証人尋問の準備としては、証人に対する事前のインタビューが重要であるが、そのために、捜査段階で作成された記録を精査することが大事である。公判庭における供述が、捜査段階の供述や予備審問における供述、あるいは事前のインタビューの際の話と食い違うことは、その信用性を彈劾する上で非常に重要なポイントである。反対尋問では、短い質問をすること、一つの質問においては一つの答えを引き出すようにすること、イエス・ノーで答える質問をすること、尋問を通じて自分たちのストーリーを語ることが大切である。また、答えのわからない質問をしてはいけない。証人がたくさん話をすること、証人に対するコントロールを失うことは、失敗する典型的な例である。合意書面は、銃の所持を許可されていないことなどの立証のために用いられることがあるものの、依頼者(被告人)にとって有

利でない限り利用しない。利用する場面は余り多くない。」ということであった。

## ② スリ・レディ (Suri Reddy) 氏へのインタビュー

マリコパ郡代理人 (Maricopa Attorney) (検察官) であるレディ氏に対するインタビューの概要は、以下のとおりである。

「検察官としては、反対尋問よりも主尋問の機会が多いこともあり、主尋問の方が反対尋問よりも難しいと感じている。その理由は、全ての事件が殺人事件のように陪審員の興味をひくものではなく、例えば車両窃盗のような退屈な事件においても、陪審員に興味を持って聞いてもらえるよう工夫しなければならないからである。反対尋問で難しいのは、証人が何を話すか分からぬ点である。そのため、公判前に証人にインタビューする際、全ての事実を聞いて確認しておく。場合によっては、その供述の裏付け捜査を行うこともある。公判廷で、ポリス・レポートの記載やインタビューでの話と異なる供述をした場合は、反対尋問ではそれを追求することになる。逆に、自分の請求証人が異なる供述をしたときは、その理由を確認する。尋問においては、1つの質問では1つのことを聞くこと、短い質問をすること、証人とコミュニケーションをとりながら尋問をすることが大切である。合意書面は、こちらに有利な場合に利用する。」

レディ氏から、ポリス・レポートと呼ばれる捜査資料を見せていただいた。薬物の密売、所持の事案であったが、ポリス・レポートは全部で厚さにして1センチ強に過ぎなかった。とりわけ、そのうち目撃者の供述を録取した部分がわずか数行にすぎかった点は、印象に残った。ただし、殺人事件等の重大事案になると、ポリス・レポートも膨大なものになるとのことであった。

公設事務所の弁護士からのインタビューでは、いずれもポリス・レポート等における事前の供述と公判供述との食い違いを指摘することの重要性が指摘されている。しかしながら、レディ氏から閲覧させてもらった実際のポ

リス・レポートの記載内容は、AがBに対し薬物を販売するのを見たという程度の極めて短く、かつ、明快なものであった。我が国では、窃盗事件などであっても、詳しい事情を記載した数頁を超える員面調書や検面調書が作成されるのであるから、この点で大きな違いがある。上記のような単純かつ明確な核心部分についての記載しかされていない供述との間に変遷があれば、それは相当大きな事情変更と扱われるはずであるから、米国の供述の変遷を指摘する形での信用性の弾劾の議論を我が国で参照する場合（これを直輸入したいかのように紹介する弁護士の文献もある。）には、そのような違いをよく意識しておく必要があり、これを無視して我が国で、細かな変遷をあげつらう質問を行っても意味をなさないように思われた。

③ ジョン・M・サンズ（Jon M. Sands）氏、リー・タッカー（Lee Tucker）氏へのインタビュー

アリゾナ地区連邦公設弁護事務所弁護人（Federal Public Defender District of Arizona）であるサンズ氏と補助弁護人（Assistant Federal Public Defender）であるタッカー氏から、話を伺う機会を得た。

「主尋問においては、答えを暗示したり提供したりする質問をしてはいけない。5W1Hのオープン・クエスチョンをする。他方、反対尋問においては、証人に話をさせてはいけない。1つの質問で1つの事実を聞くようにして、1つの事実毎に集中して聞いていく。証人が質問から逃げないように尋問する。連邦の裁判所では、事前に証人に対してインタビューできないので、証人が何を答えるのか予め分からぬ点が難しい。どこにポイントを置くべきかはケース・バイ・ケースであるが、例えば、証人が利益や偏見を有していること、他の証拠と齟齬していること、内容が不自然であることを明らかにすることなどがある。弁護人の技術を高めるために、組織的に取り組んでいる。トライアル・カレッジで2週間にわたり、専門の指導官の下、主張の仕方、尋問の仕方等についての訓練を受ける。

司法取引した証人に対する反対尋問は、全ての弁護人が経験する。同証人については、虚偽の供述をしたり、誇張したり、検察官に迎合したりする危険性がある。司法取引によってどのような利益を得たか、具体的に尋問することによって、その危険性を陪審員に伝える。

陪審員は、アイコンタクトを含めた証人の証言態度を見て、証言の信用性を判断するから、それが分かるように尋問をする必要がある。

合理的疑いを容れない立証の意味については、弁論の中で必ず説明し、検察官側証人の供述の信用性を弾劾する事情を指摘して、合理的疑いがあることを主張する。

被告人が問題としていない事柄については、合意書面を利用する。争点に集中するため、合意書面はしばしば利用している。例えば、拳銃所持の事案で、被告人が拳銃を所持していないという主張の場合に、その拳銃の製造場所に関する立証は合意書面によることが考えられる。また、州をまたいだ薬物の取引事案で、取引行為を否認している場合に、当該薬物の重さや当該薬物の種類について合意書面によることも考えられる。その場合、その内容は両当事者とも利用できるが、法廷に顕出しなければ証拠とならない（米国での stipulation については、杉田宗久「裁判員裁判の理論と実践 V 合意書面を活用した『動かし難い事実』の形成」で詳しく紹介されているが、それでも、事実に関する stipulation は、証拠上明らかな事実であり、被告人が争う意思のないもの、例えば、犯行場所、犯行時刻等や、薬物事犯において薬物性の認識を争っている事案における当該粉末が違法な薬物であるという事実等について用いられることが多いとされている。）。

裁判官の説示 (Instructions) については、特に、警察官証人や専門家証人の証言の信用性判断は他の証人のそれと同様に扱わなければならないという部分は、非常に有益だと考えているとのことであった。

- ④ デイビッド・アイゼンバーグ (David Eisenberg) 弁護士 (元連邦検察官)

## 及びロバート・ドイル判事（Judge Robert W. Doyle）との会食

「反対尋問は、短く行うこと、証人を逃がさず、説明をさせないこと、テンポ良く質問を繰り返し、イエスという答えを引き出すことが大切である。オープン・クエスチョンはすべきでなく、全てこちらの思い通りに答えさせることにより、陪審員が我々の言っていることが正しいのだと思わせることができる。証人に考える余裕を与えない。全てを誘導尋問で行うことで相手をコントロールすることが大事である。そして、それにより陪審員に我々の考えを理解させる。例えば、DUIの事件では、警察官は事件現場で目撃した状況をチェックリスト式で書面にしているが、証人として出頭してくる警察官に対し、最初に書面作成のポリシーを尋ね、公平に（Fair）、正確に（Accurate）、完全なものを（Complete）作成するということを言わせた上で、問題点を指摘したり、警察官が知らないことを明らかにしたりするという尋問のやり方がある。」

なお、ドイル判事から、テリー・マッカーシー（Terry McCarthy）氏が反対尋問について講演しているもの（Terry McCarthy on Cross-Examination）の視聴を勧められた。テリー・マッカーシー氏の反対尋問に関し演説したものはYoutube上で確認することができたが、そこで語られている内容は、反対尋問では証人をコントロールすることなど、各インタビューを通じて指摘されたことが共通認識であることがよく現れているように感じられた。

## ⑤ ゴツツフィールズ判事との会食

同判事との会食は時間が短かったため、証人尋問に関する話題は限られていたが、「反対尋問では、被告人側のストーリーを引き出すことが重要であり、そのために誘導尋問を活用して尋問をリードし、証人をコントロールすること、証人にはこちらに必要なことしか語らせないことが重要である。」と指摘していた。

同判事との会食の際、重罪事件に話が及んだが、そのような事件をどのよ

うに扱うかは政治的な問題であるとの説明がなされた。詳しく確認すると、capital case を扱うのは上席裁判官（Presiding judge）のみに限られているが、裁判官は選挙で選任されるため、再選を意識して厳罰主義的な有権者層に迎合するような量刑を選択する傾向があるということのようであった。

#### ⑥ アリソン・アベ補助裁判官

「マリコパ郡の公設弁護人事務所で 12 年間勤務していた。弁護士の時代は、ジョージア州に 3 回ほど研修に行き、朝 8 時から夜 8 時までぎっしり尋問技術を学んだ。その際には宿題も出されるので、準備も大変だった。反対尋問で重要だと考えるポイントは、短い尋問を行うことである。長い尋問を行うと、証人が質問を理解できず、かつ、反論の余地が出るのでよくない。そして、何よりも、被告人が黙秘権を放棄して証人として話をするのはめったにないから、反対尋問は、それを通じて検察官の主張とは異なるストーリーがあることを陪審員に対し示す（picture の提示）ものとして重要になる。そのためには、予め証人にインタビューを行って、質問を構成し、準備することが重要である。証人については、素性（background）やパーソナリティを理解するのが重要である。事前に書面で把握するのは限界があるので、インタビューや法廷での受け答えが重要である。」

#### ⑦ ノスウェイ刑事上席補助裁判官との会食

ノスウェイ裁判官との会食では、時間的な制約等もあって余り多くの話を伺うことができなかつたが、「証人尋問において、法律家は、自分の聞きたいことを聞いてしまいがちであるが、大切なのは陪審員が聞きたいことを聞くことである。陪審員がどのように証人の供述の信用性を判断するのか私もまだ分かっていないが、その証人がどのような人であるのかという点を重視するのは間違いないと感じる。」と、短いながらも示唆に富む有益な話を伺うことができた。

#### ⑧ ハドソン判事との会食

ハドソン判事との会食では、アリゾナ州における裁判官選任制度について話が弾んだ。アリゾナ州においては、裁判官は選挙による選任という手続は踏むものの、その法的能力と個人的な業績等により委員会で選ばれた者が選挙の候補者となるという仕組みであるため、裁判官になるために政治活動の上手さは関係がないというものであった。後記のとおり、⑩ウォルティ上席刑事裁判官も面談の際に触れておられたが、アリゾナ州の裁判官は純粹に裁判官としての能力の高さによって選任されており、そのためアリゾナ州における裁判手続は質の高さが保たれているという内容で、自州の裁判制度に対する強い誇りが感じられた。

⑨ ステファニー・コンロン (Stephanie Conlon) 氏、アラン・タバソリ (Alan Tavassoli) 氏、アダム・J・シュワルツ氏等に対するインタビュー

マリコパ郡の公設弁護事務所において、当日行われていた専門家証人 (expert witness) に対する反対尋問のセミナーの一部を傍聴させていただくことになった。そのセミナーの開始前に、州の公設事務所代理人であるコンロン氏 (Director)、タバソリ氏、シュワルツ氏及び1名の女性代理人（いずれもセミナー講師）から、証人尋問に関して実演を交えた説明を受ける機会を得た。

「反対尋問は、最初、中間、最後からなる。そして、not guilty(無罪)ではなく、innocence(潔白)を示すべきである。自分の主張を支える証言については、最初に引き出すべきである。主尋問でこのような証言が出てきたときは、反対尋問で繰り返し供述させる。反対に、主張と反する証言については、信用性を下げる、あるいは限定的なものであることを明らかにするような尋問を行う。反対尋問では、事実を陳述し、証人に同意させる。そのために、すべて誘導尋問によるべきである。Yes という答えだけを言わせることで証人をコントロールする。オープン・クエスチョンは決してすべきではない。自分の筋書きに必要な（有利な）ことのみを聞き出すべきである。リズ

ムも大事である(① “Were You in your car?” , “Yes.” →② “Did you stop at the intersection?” , “Yes.” →③ “Was the light red?” , “Yes.” →④ “Were you sitting in your seat?” , “Yes.” →⑤ “Were you looking at the light?” , “Yes.” といった具合に、短い質問を小気味よく繰り出す様子を再現してくれた。)。また、1つの答えを求める質問が大切である（1つの質問に1つの答えという指摘は、他のインタビューにおいても指摘されている重要な点である。）。複雑な質問になると、一部は yes 一部は no という答えになり得るので、証人が勝手に話を広げてしまい、証言をコントロールできなくなる。また、得たい答えを1つずつ得るために質問を構成すべきであり、その質問は事項毎にあらかじめ1頁くらいにまとめて準備しておくのがよい。いずれの質問も自分の主張を支えるものでなければならず、論理的になりすぎるのはよくない。必要なことに集中するのが大事であり、質問をしっかりと吟味し、かつ、すべての質問は自分の筋書きを支えるものであるべきである。何か自分に有利なことが出てきたら、それを次の質問で用いる。単純に繰り返すというのではなく、証人自身の言葉で供述した内容を陪審員に印象付けるのが大事である。また、答えの分からぬ質問を決して聞いてはならない。」

説明を受けた際に、マリコパ郡公設弁護事務所がセミナーで利用している「弁護人による主尋問と反対尋問」というペーパーを提示された（その訳文を別添資料2として添付した。）。その内容は上記の説明に沿うものであり、そこでは、①証人尋問を行うかどうか決める上で検討すべき点、②被告人に対する尋問を行う場合は、十分な説明とアドバイスをすべきこと、③主尋問を準備する上で検討すべき点、④自分の証人に反対尋間に備えさせることなどのポイントが指摘されていた。例えば、③での指摘をみると、証人に語らせ、誘導をせず、平易な言葉を用いること、質問事項の構成をしっかりと検討し、ある事項毎に1頁ほどのまとまりで質問を準備し、1頁を超えない

いようにすること、自分の主張を支える言葉を使うことなど、参考になることが指摘してある。これは、事前準備の段階で邦訳した資料とも重なる点が多く、米国においては、尋問技術について、法曹関係者間である程度の共通認識があることを確認できた。この資料は、弁護人が証人尋問にあたって準備すべき点を知る上で有益な資料であると考えられた。

「アリゾナ州では、被害者を除く証人について公判準備の段階でインタビューが許されるので、検察官から開示された書類に目を通した上で、インタビューを行う。インタビューは検察官と一緒にを行い、その内容を全て録音する。その際には、証人自身の言葉で全ての事実を語らせる。その話の中から、反対尋問で尋問すべき事実を探す。なお、被害者に対する尋問ではとてもケアが必要なので、証言を求める際の立ち位置などにも気をつけている。

ポリス・レポートの内容やインタビューで証人が話した内容と公判供述との食い違いは、強力な弾劾のポイントとなる。弾劾のやり方は、まず、①現在の供述を固めた上で、②過去の供述が信用されるべき状況でなされたことを明らかにし、③過去の供述と異なる話をしていることを示すというものである（これも目の前で実演がなされた。「信号は確かに青でしたか？」⇒「あなたは警察官にその事件の直後に話をしていますね？それは、事件の直後で、新鮮な記憶に基づいて話しましたね？明確かつ正確な話をするのが重要だと思っていましたね？」⇒「さて（この書面を見てください。），事件の直後にあなたは赤と述べていますね。」，といった内容であった。）。

また、司法取引が行われた証人に対する信用性弾劾にも話が及んだ。証人が得た利益を明らかにする質問の実演をしてくれた（主尋問では〇〇と証言しましたね？その内容で司法取引しましたね？あなたの犯した犯罪だと25年までの刑になつてもおかしくないのは分かりますね？あなたは5年の刑になりましたね？）。我が国でも近い将来そのような制度が取り入れられる旨説明し、証人の弾劾に成功することが多いか確認したところ、結局はケ

ース・バイ・ケースの判断となり、それは証人の供述が他の証拠によっていかに支えられているかにもよることであった。したがって、司法取引が行われても常に信用性が弾劾されるわけではなく、他の証拠の状況次第ということを確認できた。この点、我が国に司法取引が導入された場合にも基本的には同様な理解になるのではないかと思われる。

その後行われたセミナーでは、冒頭の1時間程度で退席したため一部のみの傍聴となつたが、アリゾナ州が2012年にドーバート基準に基づく証拠規則を採用したこと、フライ判決とドーバート判決(*Daubert v. Merrell Dow Pharmaceuticals*)に関する基準の違い、ドーバート判決を踏まえた実務的な対応といった点に話が及んでいた。そこでは、専門家の証言が証拠規則702条の要求に合致するか否かについて、①科学的な手順がテストされること（例えば、実験又は観察により検証できる、論破できる、テスト可能であるなど）、②科学的な手法が事後の検証できるものであること、③既知の、又は潜在的なエラー率、④科学的手法が一般的に受け入れられているものであること（general acceptance）、⑤技術の操作性（動作性）を支配する基準の存在やその持続性が判断の要素となる旨の説明があった。また、専門家証人の尋問では準備が重要であり、関連する文献や最新の議論にしっかりと目を通して理解し、必要に応じて、自ら専門家に意見を聞くなどして準備することの重要性を強調していた。一般論のほか、指紋、拳銃の弾道、ドラッグテスト、DNA、臭気に関する鑑定が取り上げられ、それぞれについて弁護人として争うべきポイントが指摘されていた。

以下、参考として、専門家証人に関する連邦証拠規則とアリゾナ州証拠規則の条文の日本語訳をあげておく。

連邦証拠規則第702条及びアリゾナ州証拠規則12-2203.は、専門家証人の証言(Testimony by Expert witnesses)あるいは専門家証人の許容性

(Admissibility of expert opinion testimony) に関し、「知識、技能、経験、訓練または教育により専門家としての資質のある証人は、次に掲げる要件すべてを満たすものを、意見の形式又はその他の形式により証言することができる。

- (a) 専門家の科学的、技術的その他の専門的知識が、事実の審理者にとって、証拠の理解または争いの対象となっている事実の確定を助ける
- (b) 証言が科学的事実又はデータに基づく
- (c) 証言が信頼できる原理及び手法の成果である
- (d) 証人がその原理及び手法を信頼できるように事件の事実に適用した」と規定している。

⑩ ウォルティ上席刑事裁判官 (Judge Joseph C. Welty) との面談

ウォルティ上席裁判官は、マリコパ郡の刑事部門でいえば所長的な存在であり、自ら事件を担当しながらも司法行政を担っていて、非常に多忙な人物であり、面談の時間は厳格に定められ、時間も 30 分と限定されていた。

冒頭で、当日午前中、非公開であることを知らずに傍聴するために同裁判官の法廷に入廷した非をお詫びすると、大陪審の陪審員の選任をしている最中であったために退席してもらった旨の説明があった。アリゾナ州の重罪事件の起訴の 1 つの方法に大陪審による起訴があり、その場合、16人の陪審員から構成される大陪審が、検察官により提出された証拠に基づき起訴するか否かを決定する。大陪審の手続は、非公開である。

我が国の裁判員制度について説明したところ、同判事から、裁判官が裁判員の意見形成に影響を及ぼしているとの批判はないのかとの疑問が呈された。これに対し、制度導入にあたり SHY な日本人が意見を言えるかという指摘もあったが、制度導入後、裁判員も積極的に意見を述べていて、彼らの経験がよい影響を裁判に及ぼしている旨説明をした。

また、同判事は、アリゾナ州の裁判官や弁護士は非常に熱心で問題意識が

あり、裁判官の質や能力も非常に優れていて、これほどに素晴らしい場所は米国でもあまり存在しない旨力説されていた。優れた裁判官が揃っている点については、裁判官の能力が非常に厳しくチェックされていることに言及していた。陪審員による note taking については、陪審員が長い話を聞くのは困難であり、かつ、catch up するにも有用であると意見を述べられた。陪審員が証人に対して質問ができる点については、時間を浪費することもあるなどとして、必ずしも良いと思っていないとの意見が述べられた。

裁判官の選任に関する話題は、前述したハドソン判事との会食においても取り上げられたので、マリコパ郡上級裁判所のホームページから、裁判官の選出手続(merit selection)に関する部分を紹介する。

「裁判官は、 メリット・セレクションによって任命される。裁判官の候補は、政治運動の成熟度よりもむしろ彼らの法的能力と専門的かつ個人的な業績により選ばれる。裁判官への指名の志願者は、無所属の指名委員会 (Judicial nominating commissions)において選ばれる。委員会はすべての候補者を審査し、面談し、知事に名簿が送り届けられる最終候補者を選ぶ。知事は候補者を見直して、各々の最終候補者と面談し、彼らのうちの1人を裁判官に任命する。マリコパ郡の上級裁判所の裁判官は、保持選挙で有権者の承認により、その職にとどまる。これらの選挙では対立候補者はいない。有権者は、裁判官の地位を保持させるには、「賛成」票を投じる。「反対」票は、裁判官を現職から取り除く。裁判官は2年ごとに、能力の調査を含む公的なチェック・プロセスを弁護士、訴訟当事者、陪審員とスタッフによって受ける。」

#### 第4 テキサス州ダラスにおける調査の概要(2月2日～7日)

ダラスでは、可能な限り多くの刑事陪審手続を傍聴するようを心掛けた。以下、傍聴内容の報告を中心に調査の概要を報告する。

## 1 1日目(2月2日)

まず、292nd District Courtにおいて、先週から継続して審理している殺人事件の公判手続を傍聴した。傍聴を始めた時点で、既にバーミンガム判事(Judge Brandon Birmingham)により陪審員に対する最終説示が行われていた。続けて検察官が論告を行った。論告では、まず、合理的な疑いを越える立証について説明した後、証人の信用性に関する主張がなされた。共犯者の1人かもしれない疑いが生じ得る証人(少なくとも良からぬ人間との付き合いがある証人)について、模範的市民とはいえないとしても信用性があると述べられていた。また、信用性を支える重要なポイントとして、他の証人の証言に裏付けられていることのほか、ビデオ画像、通話内容、禁止された区域に止められていた自動車などの状況証拠と一致していることについて、丁寧な説明がされていた。別事件傍聴のため途中で退廷したが、証人の信用性に関する検察官の主張は、基本的に我が国のそれと大きくは異ならないことが確認できる内容であったように思われた。

なお、10名の陪審員のうち3名が黒人であり、書記官やシェリフも黒人であり、南部であることを感じさせた。

続いて、Criminal District Court No. 1において、ロバート・バーンズ判事(Judge Robert D. Burns III)の法廷を傍聴した。翌日から公判審理が行われる予定の事件について、陪審員の選任手続を傍聴させていただいた。

事件は、エイドリアン・ルーズベルト・マクダニエル被告人に対する、2014年8月5日に被害者をダンベルで攻撃したという加重暴行の事件である。

手続開始前に1名の陪審候補者が個別に、バーンズ判事からヒアリングを受けていた。同判事が、職務につけない理由を確認したところ、幼い子供がいるとのことであり、免除を認めていた。また、他の事件の陪審の召喚を受けながらこれに応じなかった者について、有罪答弁する手続もなされた。

陪審員の選任手続が始まると、候補者が1名ずつ名前を確認されながら入廷し、着席した。スペイン語しか理解できない候補者が1名いたが、通訳はつけられなかった。傍聴席や陪審席を全て用いて合計65名の候補者に対し質問が行われた。やり取りは全て氏名を用いて行われた。バーンズ判事がまず冒頭の説示を行った後、両当事者等の関係者を紹介し、介護や養育等で参加が困難でないか、英語を理解できるかなどについて確認した。その後、起訴状が読み上げられ、バーンズ判事が、起訴状は証拠ではなく、起訴されたことが有罪を示すものでないことを注意した後、事件の関係者などではないかを尋ね（これは挙手するものがいなかつた。）、警察職員や法曹関係者等でないか、家族にいないかを質問して挙手させ、挙手した者に対し、具体的な事情を説明させていた。また、合理的な疑いを超える立証等の概念について説明し、そのようなルールに従えるか挙手を求めて確認していた。挙手する者はいなかつたが、アットランダムに1、2名の候補者を指名して答えさせていた。また、テレビドラマのCSIなどに言及し、そのような番組に影響されることなく証拠のみに基づいて判断できるかなどを尋ねていた。この後、この事件は訴因の数も多く、それなりの期間審理を行うことになる旨告げて、都合が悪い者に挙手をさせ、挙手した者に対し、その場で順番に質問をして差し支えの内容を確認していた。

その段階で弁護人から異議が出たため、休憩となった。陪審員候補者らが退廷後、弁護人から異議の理由が説明された。それは、最初の起訴状朗読に先立って、バーンズ判事が陪審員候補者らに対し、被告人については大麻所持の事件も起訴されている旨を説明した点を指摘して、候補者らに予断を与えたというものであった。裁判官が確認すると、当初、別に起訴されている大麻所持事件も併せて審理する予定だったのが、その後、検察官との間で本手続では加重暴行事件のみを審理すると打ち合わせていたようであり、その点が裁判官に伝えられていなかつたことが判明した。

どうなるのだろうかと思っていたところ、手続再開後、弁護人から、被告人が精神病院に入院していた経歴があるとして、その記録の開示を受けたい旨の申出がなされ、これに対し検察官は、入院していた時期が不明であるので直ちには開示できず、数日間を要する旨の回答がなされ、裁判官はこのまま選任手続を進めるのは適当でないとして、選任手続を打ち切る旨判断した。陪審員候補者らが特に文句を言うこともなく退出したのが、印象に残った。

手続終了後、同判事の部屋に行き、若干の質疑応答をすることを許された。まず、候補者の免除の申立については、場合によっては個室において個別に確認することもあるとのことであった。同判事も以前陪審員候補者になり、両当事者が外さなかつたため陪審員を努めたことがあるとのことである。簡単には義務の免除は認めないが、無理を強いるまでのことはしていないという説明であった。選任手続が打ち切りとなったことについて質問すると、当事者が被告人の精神面などを問題にすることは重罪事件ではよくあることであるという趣旨の話をされていた。

なお、ダラス郡のホームページでは「法律は、人が経済的理由又は仕事上の理由で（陪審の）義務を免れることを許していない。看護婦、医者、先生及び警官も免除されないし、彼らの職業を理由に資格を否定されない（裁判官も陪審員としての義務をつとめなければならない。）。しかし、特別の事情について、陪審員選任手続の間に法廷で裁判官に対し話をすることができる。あなたが義務を免除されるという保証はない。」との説明がある。詳しくは、Texas Government Code, Section 62.106 に義務の免除に関する規定があるので参照されたい。

## 2 2日目(2月3日)

283rd Judicial District Courtにおいて、前日に陪審員の選任手続が終了し、本日から公判審理が開始される殺人事件の傍聴をすることができた。同事件の傍聴に先立ち、担当のリック・マギニス判事 (Judge Rick Maginis) と

面談する機会を得た。同判事は、刑事裁判官になって8年目であるが、公設弁護事務所代理人として10年以上の勤務経験があり、刑事事件をずっと担当しておられるとのことであった。証人の数は公判審理が始まってみないと不明であるが、木曜日（2月5日）までには有罪・無罪と量刑判断が行われる予定であるとのことであった。

傍聴した事件は、フックス・チャールズ・ドウェイン被告人に対する殺人事件であり、大陪審により2013年7月12日に起訴されたものである。起訴事実は、同年6月21日、拳銃を発射してアレサンドロ・フェルナンデスを殺害したというものである（後に傍聴したところによると、被害者は被告人の元勤務先である理髪店の経営者である。被告人は口の利き方が乱暴であるなど勤務態度が悪く、解雇となつたが、それに対して強い不満を感じており、犯行前も頻繁に元勤務先を訪れて被害者に対して文句を言うなどしていたが、本件も同様の動機から敢行されたというのが、検察官側のストーリーである。）。テキサス州刑法典（TEX PE. CODE ANN. § 12.32）は、第1級重罪（felony）について、終身刑又は5年以上99年以下の自由刑を規定している。

陪審員の入廷後、冒頭に検察官が起訴状該当事実を読み上げ、被告人に答弁を求めたところ、被告人が当初の予定と異なり、guiltyと答弁した。そこで、マギニス判事は、陪審による事実認定を受ける権利を含め、丁寧な権利告知を行つたが、被告人が有罪答弁を維持したため、陪審員に被告人が有罪当然とした旨を説明し、陪審員を退廷させた（被告人はいつでも有罪答弁を選択できるが、有罪答弁に基づく司法取引が成立しなければ、slow pleaという手続に入る。これは、被告人が有罪を認めるが、量刑の判断を陪審にさせるというものである。なお、テキサス州には、陪審に量刑に関与することを認めている数少ない州の1つである。）。

陪審員を退廷させた後、有罪答弁に基づき司法取引が試みられた。検察官は50年の刑を提案したのに対し、弁護人は40年の刑を求める、結局成立には至

らなかった。その後、検察官は、無罪答弁を前提に立証を予定していたとし、証人尋問の準備のために10分ほどの猶予を求めた。

手続が再開され、マギニス判事は陪審員に対し、被告人が有罪答弁を行ったため、被告人が有罪であることを前提に量刑に関する証拠調べを行うこと、事件の量刑に必要な事情を明らかにするためにはすべての証拠に証拠能力がある（admissible）ことなどについて説明した。その後、検察官が量刑に関し、仕事を失ったことの怒りを爆発させて犯行に至った動機などのほか、犯行が客もいる中で行われたこと、犯行に何ら理由がないことなどに言及した冒頭陳述を10分程度行った。弁護人は冒頭陳述を行わなかった。

我が国で否認事件として予定していた公判審理の冒頭で、被告人の答弁が突如有罪に変わったとすれば、10分程度の休憩で検察官が冒頭陳述を行い、証人尋問に移行することは難しいと考えられる。やはり口頭での尋問や表現を日頃からあたり前のように行っているため、このような事情変更にも対応できるものと考えられた。ただし、後に指摘するとおり、検察官の尋問には必ずしも適切でないところもあるように思われた。

証人尋問は、まず、被害者の妻に対する尋問から始まった。内容は、被害者の生前の仕事ぶりや、同人が死亡したことによる仕事や家庭の影響などについて証言した。その際、拡大された被害者の生前の写真が用いられ、弁護人の了解を得て、陪審員に対してじっくりと示された。続いて、事件があった店舗の従業員2名がそれぞれ尋問された。被告人が入店後、拳銃の発射音が聞こえ、その後被告人が退店した状況や、従前の被告人と被害者との関係等について証言した。その際、犯行現場である店舗の現在の状況を撮影した写真が書画カメラで映し出されて、供述する際に用いられたり（日本と同様に、尋問者や証人が手元のモニターの画面に触れて色々な書き込みをしていたが、それをプリントアウトするなどして保全する作業はされなかった。）、録音内容を再生して尋問したりしていた。さらに、現場に居合わせた客2名に対する尋問が行われ

た。同証人のうち 1 名は、直接目撃した被告人の犯行状況を中心に、証言した。残り 1 名は、拳銃の発射音を聞いたことなどについて証言した。

その時点で正午を迎えたため、裁判官が検察官に対して確認したところ、午後には証拠調べが終了すると回答し、休廷となった。

午後は、再び店の従業員 1 名、客 2 名に対する尋問が行われた。被告人の勤務態度や従前の被告人と被害者との関係について証言した。9 人目の証人は、通報を受けて臨場した警察官であり、途中、ポリス・レポートが警察官に示され、その内容を警察官が読み上げることもあった。続いて、被害者の父の尋問、被告の方を捜索した警察官、被告の方を写真撮影した刑事 (detective)、被告を写真撮影した刑事 (investigator) に対する尋問が行われた。被告の方を捜索した警察官の尋問では、被告方に多数の拳銃が保管されていたことが明らかにされたが、本件で使用された拳銃がいずれかについては特定されなかつた。また、被告を写真撮影した刑事の尋問では、被告人の上半身にある刺青を撮影した写真が多数示され、図柄についても詳しく説明させていた。

証人尋問では、弁護人から活発に異議が出された。誘導尋問との異議についてはほとんどが棄却されたのに対し、伝聞供述を求める尋問であるとの異議については概ね容れられていた（後に確認したところ、量刑に関する証拠調べであっても伝聞供述は許されないとのことであった。）。反対尋問は、被害者の妻を含め 8 名の証人について行われなかつたが、一方で、再反対尋問、再々主尋問まで行われたものもあった。

その後、ベンチ・カンファレンスが行われ、判事から、他の検察官証人の都合がつかないため、今日はこれで閉廷し、明日午前 9 時から審理を再開する旨が陪審員に対して伝えられ、閉廷となった。

閉廷後、マギニス判事の話を伺う機会を得た。Trial 段階でのスロー・プリーは余りみられず、去年は 3 回経験されたのみであったとのことである。また、どのような証人をどのような順序でどれだけ取り調べるかは当事者に委ねら

れており、trial 開始に当たり三者で証人の人数や尋問順序等を調整するような手続は存在しないとのことである。今回は被害者の妻から尋問が始まったが、否認事件であれば通常、まず近親者から被害者の生前の写真を示させた上で、陪審員に死体の写真を示し、死亡者が被害者と同一人であることを確認させるという手続を踏むので、突然自白事件になった検察官が対応を変えられず、否認事件の場合と同様の証人尋問の順序になってしまったのだろうと説明していた。なお、否認事件で有罪の評決をした後、量刑手続に入ることになるが、殺人事件の場合、再び近親者が情状立証のために証言することであった。また、殺人事件の法定刑が 5 年から 99 年である点について、陪審員らに量刑の指針となるようなものは示されないため、どのような量刑判断をするか予測が立たないが、テキサス州の特にダラスを含む北部地域は富裕層がたくさん住んでいるとても保守的な地域であり、重罪に対しては非常に厳しい処罰意識を持っているので、重罪の犯罪者に厳しい刑罰を科す傾向があり、法定刑の範囲内で出される限り、その量刑が控訴審でも通常維持されるとのことであった。また、保守的な地盤であるため、検察官からの控訴については認められやすいが、弁護人からの控訴については認められにくいとも述べられていた。この点は、「テキサス州ダラス郡における陪審量刑制度（下）」判例タイムズ 1207 号 61 頁に、「裁判官は、特に世間の耳目を集める事件において、再選を意識して厳罰的な世論のプレッシャーを受けるのではないか」との指摘があるが、このような面があることが確認できる説明であった。

手続を傍聴しての感想は、以下のとおりである。まず、証人尋問の順番について、我が国であれば、まず目撃者等を取り調べて犯行状況を明らかにした上で、被害者妻に対する尋問を行うことになると思われる。検察官が当初の立証方針を変更できなかったという面を考慮しても、妻以外の証人の順序も、我が国であれば真っ先に尋問されると思われる、犯行状況を直接目撃している証人が、4 番目によく取り調べられた。被告人は勤務態度が悪かったという立

証趣旨と思われる証人（なお、各証人に対する尋問手続に先立ち、その立証趣旨を陪審員に対して明らかにするといった手続は行われなかつた。）が複数取り調べられたほか、被告人の全身に刺青があるといいういわゆる悪性立証が事細かに行われた。このほか、主尋問、反対尋問、再主尋問、再反対尋問、再々主尋問、といったように、当事者が求めるまま尋問が繰り返されるという尋問形態も含め、ダラスの審理は我が国の審理と大きく異なつてゐた。これは、当事者主義が徹底されていることのほか、量刑事情に対する考え方の違いや、我が国のように、必要不可欠な必要最小限の証拠で必要不可欠な必要最小限の事情を立証するという意識が余りないことが影響しているように感じられた。

### 3 3日目（2月4日）

引き続き、ドウェイン被告人に対する殺人事件を傍聴した。

午前9時開廷予定であったが、陪審員が揃わず、17分遅れての開始となつた。

14人目の検察官側証人として、まず、殺害現場の写真を撮影し、指紋を採取し、病院において写真撮影をした捜査官に対する尋問が行われた。検察官からは、書画カメラで、血のついた被害者の右ポケットの写真が示された。反対尋問では、弁護人が被告人宅で押収した拳銃を示すよう証人に要求し、証人が一旦退廷して拳銃を持って戻ってくると、弁護人が証人に拳銃を陪審員に対して示させた上で、証拠として請求するという手続が行われた。同拳銃は、本件犯行で用いられた物ではなかつたが、検察官は異議を述べず、証拠として採用された。

続いて、総括捜査官に対する証人尋問が行われた。手元のインベスティゲイト・ブックを見ながらの供述であった。途中で犯行直後に従業員が110番通報した内容が録音されたCDが証拠請求され、39号証として採用され、再生されたほか、インベスティゲイト・ブックと病院のカルテがそれぞれ証拠請求されて採用された。続いて反対尋問が行われたが、弁護人が質問した内容につ

いて証人が一旦退廷して確認することとなり、休廷となつた。再開後は、証人が確認した結果について供述するなどした後反対尋問が終了し、その後再主尋問、再反対尋問が行われた。

引き続き、検察官側証人として、犯行に使用された拳銃を特定した鑑定人及びその性能について鑑定した鑑定人に対する尋問が行われ、鑑定書等が証拠請求されて採用された。その後、被害者の傷の状況を検証した者に対する尋問が行われ、まさに被害者の創傷の部位のみが撮影された写真が証拠採用され、尋問に用いられた。

同証人をもって検察官側証人の立証が一旦終了した。その後、検察官から合意書面 (Stipulation) として、被告人の前科関係書類の請求があり、採用後、検察官が同書面の内容を陪審員に読み上げた。以上で検察官側立証が一旦終了した。終了時刻は午前 11 時 40 分であった。

休廷後、予定通り午後 0 時 40 分から、弁護人請求証人に対する尋問が行われた。この日、弁護人側証人として合計 12 名が取り調べられたが、そのうち 3 名は検察官側証人として証言した者、1 名は被告人を診断した心理学者であった。残りは被告人の友人やその親族であり、いずれも、被告人は勤務先でまじめに稼働していたこと、社会にとって被告人が有益な人間 (useful citizen for society) であるという悪性格立証の逆のようなものであった。検察官は、弁護人のみが請求した証人に対する反対尋問において、生年月日等の身上を尋問後、手元のパソコンで同人の前科の有無及びその内容等を確認し、前科を有する証人に対してはその旨指摘して証言内容を弾劾したり、捜査段階の供述と食い違いがあるものについてはそれとの食い違いを指摘したりして、信用性を弾劾していた。また、心理学者で被告人が善人であるかのように証言した証人に対しては、被告人の前科やプロベーションに違反したことについてどう思うかを指摘するなどして弾劾していた。

予定より 30 分遅れて午前 9 時 30 分に開廷され、引き続き、弁護人側証人 4 名に対する尋問が行われた。1 名については再々主尋問まで行われたが、その内容は、前日同様、社会にとって被告人が有益な人間かどうかを証言させるというものであった。

弁護人側証人に対する尋問終了後、ベンチ・カンファレンスが行われ、弁護側の申立てにより休廷となった。陪審員が退廷した後、マギニス判事が被告人に対し、証言するかどうかを確認した。証言しないと答えた被告人に対し、ここで話さなければ話す機会が無くなるが良いかどうか再確認していた。結局、被告人は証言しないこととなり、弁護側立証が終了した。

手続再開後、再び検察官が証人 5 名を請求し、これらに対する尋問が行われた。まず、前日に尋問した統括捜査官に対する尋問が行われた。検察官は、前日被告人の母親が捜査段階の供述を翻したのに対し、捜査段階の供述を録音した CD を示し、裁判所に採用を求め、弁護人も一旦は no objection と述べたが、検察官が再生しようとした際に再度異議申し立てを行った。異議の趣旨は必ずしも理解できなかったが、供述の食い違いについて母親自身に確認することなく trial で取り調べることに対し異議を求めるように思われた。結局異議は容れられ、検察官は、捜査段階では公判での供述とは異なる供述をしていた旨の証言を引き出していた。その後、CD が請求されることとはなかった。尋問の中で変遷を明らかにして信用性を弾劾するという意味では、我が国の運用と近いようと思われた。

その後、被害者の姉、妻、父親が、被害者の生前の人となりや被害感情等、被害者側の事情を明らかにしていた。いずれも被告人を恨んだりはしないが正義に基づき正しい判断をしてほしい旨求める内容であったが、父親のそれは理性的な態度に基づく証言であったため、陪審に対しそれなりのインパクトがあるように感じられた。最後に、検察官は、弁護側が前日立証しようとした被告人が勤務先で真面目に稼働していたという供述を弾劾するため、理髪店の客で

あつた警察官の尋問が行われた。同証人は、昨日の尋問を踏まえ、被害者の家族がこの日の朝に連絡をとつて連れてきたとのことであった。弁護人から、取り調べることに対して異議が出されたが、採用された。

同証人に対する尋問が終わり、以上で証拠調べが終了した。その後、最終説示案について協議することとなり、午前11時20分に休廷となった。

傍聴した証拠調べの内容は、前記でも指摘したとおり、様々な点において我が国と大きく異なっていた。

まず、本件は自白事件であるが、我が国であれば、重要な犯情事実の立証として、犯行に用いられた拳銃や犯行直後の犯行現場の状況、被害者の状況を、実況見分調書や写真撮影報告書、拳銃等により立証するが、本件手続においては、被告人が自宅において保管していた複数の拳銃、犯行現場である理髪店の現在の状況、被害者の創傷の部位部分の写真が法廷に顕出されたのみであり、我が国のような立証は全く行われなかつた。

次に、証人尋問については、予定人数が明らかにされることはない。裁判官すら正確には把握していない。尋問に先立ち、立証趣旨や尋問予定時間も明らかにされない。また、当事者が申し出れば、特に釈明を求められたりすることもなく、再反対尋問、再々主尋問、再々反対尋問と尋問が続いた。

検察官側証人については、そのうち7名が犯行時現場に居合わせた従業員や客であったが、直接犯行を目撃したのは、4番目に取り調べられた1名の客のみであった。我が国であれば、まず同証人から尋問が開始されると思われた。他の証人尋問は、被告人の勤務態度が悪かったこと、被告人が解雇に不満を抱いていたこと、本件犯行が客も在店している店内において行われたことなどを明らかにするために行われたと思われるが、我が国の感覚だと、せいぜい1、2名のみ採用されることになると思われた。また、警察官証人のうち、1名については、被告人の身体に見事な入れ墨があることを相当詳しく供述していたが、このような事案との関連性の極めて薄い悪性格立証は、我が国では到底許

されないと思われる。そして、被害者の妻及び父親に対する尋問が2度にわたって行われたが、結局同じ内容を繰り返したに過ぎず、我が国であれば再尋問の必要性が慎重に吟味され、採用されることはないと思われた。弁護人側立証後の請求証人のうち、被告人の母親の検査段階供述を顕出するための証人についても、本来同人の尋問の中で明らかにすべき内容であり、その立証趣旨に照らしても、我が国では認められない可能性が高いと思われた。

弁護人側証人についても、全員が同じ立証趣旨であり、相当手厚い反証がなされていたが、我が国であればせいぜい1、2名が採用されるにすぎないとと思われる。なお、同証人らに対する反対尋問において、検察官が直ちにパソコンで前科の有無等を調査し、前科がある場合にはそれについてまず尋問をして、供述の信用性を弾劾しようとしていた点についても、証人の属人的な信用性に関する事実ではあるものの一種の悪性格立証であり、常に許容されるとは思われないと感じた。ただし、この点は、別添資料2では、弁護側証人を請求するかどうか決めるにあたり、州側が信用性を弾劾する材料になる証人の前科や前歴の有無を確認すると指摘されているので、米国では、一般的に前科があるような証人について属性として問題があるとの発想があるのかもしれない。

供述以外の書証、物証等の証拠は、尋間に先立って取り調べられることはなく、尋問の中で必要なか所を示すなどして法廷に顕出され、取り調べされていた。その後は法廷に置かれたままで、評議の場に持ち込まれることもなかった。合意書面である前科調書該当書面は、請求者である検察官がその内容を陪審員の前で読み上げており、我が国と同様であった。

午後0時50分に手続が再開され、まず、マギニス判事が最終説示を行った。その内容は、被告人の起訴事実の内容のほか、被告人が有罪答弁をしたことなどを告げ、法定刑が終身刑あるいは5年以上9年以下の懲役刑であることなどを告げた。加えて、合理的な疑いを超えて立証をする必要があることや証人の信用性に関する説示、当事者の主張等は証拠でないことなどに言及したが、全体

としては5分程度の短いものであった。アリゾナ州で傍聴した最終説示と比較すると、非常に短く、やや早口で、内容についても丁寧さに欠けているとの印象を受けた（アリゾナ州では、陪審に対する説示については、法制度に慣れていない個人が理解できるような説示事項を準備し、伝えなければならないとされており (Arizona Code of Judicial Administration, section 5-203: Trial Jury Management) , 実際にも、前記で指摘したとおりの丁寧な内容であった。なお、本件は自白事件であり、そもそも専門家証人の証言の信用性判断について陪審員に対して説示する必要性の認められない事件であったため、ダラスにおいて、専門家証人の証言の信用性が問題となる事案において、その判断に関する説示が行われるのか不明であったが、マイケル・サンドリン氏編集に係る *jury instructions* (2003年1月28日から31日の29回テキサス州弁護士会の刑事法29回会議) の資料32頁によれば、テキサス州においては連邦と異なり、特定の証言について指摘したり、コメントしたりすることは適當ではないと考えられており、専門家証人の証言について特にコメントするような説示は、陪審員に対し、専門家の証言に関し、他の証人と比較して一層の疑問があると信じさせるような影響を与える可能性があるという説明があり、批判的である。一方、アリゾナ州では、専門家証人の証言の信用性に関し、他の証人の証言と同様に判断されるべきである旨説示される。）。4日間の法廷傍聴を通じて、陪審員に対する態度はフェニックスとダラスとでかなり違うと感じた。

続いて、検察官が論告 (closing argument) を行った。その内容は被告人が有罪答弁したことに触れた上で、人がたくさん出入りする理髪店において行われた本件犯行が被害者、その家族及び社会に及ぼす影響について強調していた。約5分の短い内容であった。これに続き、弁護人が15分程度、最終弁論 (final argument) を行った。なぜ被告人がけん銃を発射したのかは不明である旨を強調した上で、被告人が家族等に対して良いことをしていた good person である

ことや心理学者が再犯の可能性が少ないと証言したことなどを指摘し、被害者側の負った被害と被告人側の不利益のバランスを取るべきである旨を述べ、35年前後の刑期が適当であるというものであった。弁護人の弁論後、さらに検察官が、陪審員に被害者の妻の尋問の際に使用した家族写真を示すなどしながら再度論告し、終身刑が相当であると主張した。ただし、過去の類似事件との比較等、求刑の具体的な根拠については示されなかった。検察官の再論告は10分程度であったが、途中、マギニス判事から、あと何分かかるのかと確認を受けていた。その後、陪審員が評議に入った。

なお、検察官の当初の *closing argument* と弁護側のそれを聞いた後になされる *argument* の関係がやや分かりにくいが、「アメリカの刑事手続」（ローク・M・リード等）の287頁では、「検察官の初めの弁論は、構成要件に該当する事実の存在が証明されたことについてその概要を示すだけで、詳しい陳述は後の方にとておくことが多い」とし、テキサス州では「検察官はいずれにしろ2度目の弁論をすることができる」と紹介されている。この日に聞いた両者の関係もこの文献の位置付けに近いものであった。

午後1時30分から行われた評議が午後3時前に終了し、その旨が法廷で待機していた検察官と弁護人に伝えられた。午後3時、マギニス判事と陪審員が入廷し、同判事が、評議を取りまとめた陪審員に評議の結果を確認の上、被告人に対し、終身刑を宣告した。宣告後、判事が陪審員らに、全員が同じ意見であるかを確認したところ、全員が挙手した。弁護人から直ちに控訴申立書が提出された。検察官は、被害者遺族に確認の上、控訴しない旨の書面を作成し、提出した。

閉廷後、マギニス判事と5分程度話をする機会を得た。判事は、証人の数について多かったとの感想を述べられた。また、自分であつたら40年から50年の刑にしていたとの意見を述べていた。検察官側の最終証人について弁護人が異議を述べた点に関して、ダラスでは、検察官は弁護人に対して予定証人

を明らかにしなければならないとされており、それがなされていなかつたため弁護人が異議を出したと説明していた。検察官側証人が弁護側証人として再度証言した点については、まず検察官の立証に必要な事実を顕出し、その後弁護人の立証に必要な事実を顕出するという流れであると述べられて、特段問題視されていないようであった。

また、担当検察官に対し、立ち話ではあるが質問を試みた。まず、被告人が有罪答弁をしたことに対する感想を求めるとき、little surprised という表現を用いた。量刑のためにかなり多くの証人を調べたとの感想を伝えるとき、not guilty を前提に多数の証人の準備をしていたので、そのまま取り調べた旨を説明していた。また、弁護人側証人も多すぎたのではないかと疑問を投げかけると、確かに多すぎるが、弁護人としては、重罪で終身刑が求められる可能性のある事件でもあり、できる立証はすべてやるという方針だったのではないかということであった。自分の相場感としては、30年から40年の懲役刑であったと述べていた。なお、専門家証人の信用性が問題となる事件では、専門家証人の証言に関する説示をすることもあるとのことであった。

## 5 感想

ダラスにおいては、様々な公判審理手続等を傍聴する機会に恵まれたが、既に指摘した点以外に、手続等全般について、以下のような感想を抱いた。

まず、全体的にみて、時間に対してかなり緩やかであると感じた。予定時間通りに手続が始まるることはほとんどなかったし、証人の尋問予定時間も明らかにされない。立証予定時間も大雑把に示されるだけである上、守られない。傍聴した殺人事件では、否認事件が突然自白事件に変更になった面があるとはいえる、同様の立証趣旨により多数の証人が調べられたり、尋問が延々と続いたりしたが、これらも同様の意識が背景にあると思われる。加重暴行事件では、多数の陪審員候補者が法廷に呼び出され選任手続が現に進行している段階で、弁護人が被告人の責任能力に関して突然疑義を申立て、選任手続がやり直しとな

つてしまつたが、その眞の目的はさておき、膨大な時間と手間を費消していた。そして、特記すべきは、このような状況に対して、裁判所からはもとより、陪審員からも特段不満の声が上がっていない点である。歴史に裏打ちされた、陪審裁判制度に対する深い信頼と強い信念があるからこそ、時間をかなり消費することになるという負担も許容されているのだろうと思われる。かなり重複するように思われる証人尋問の間も、陪審員は審理に集中しているように感じられた。

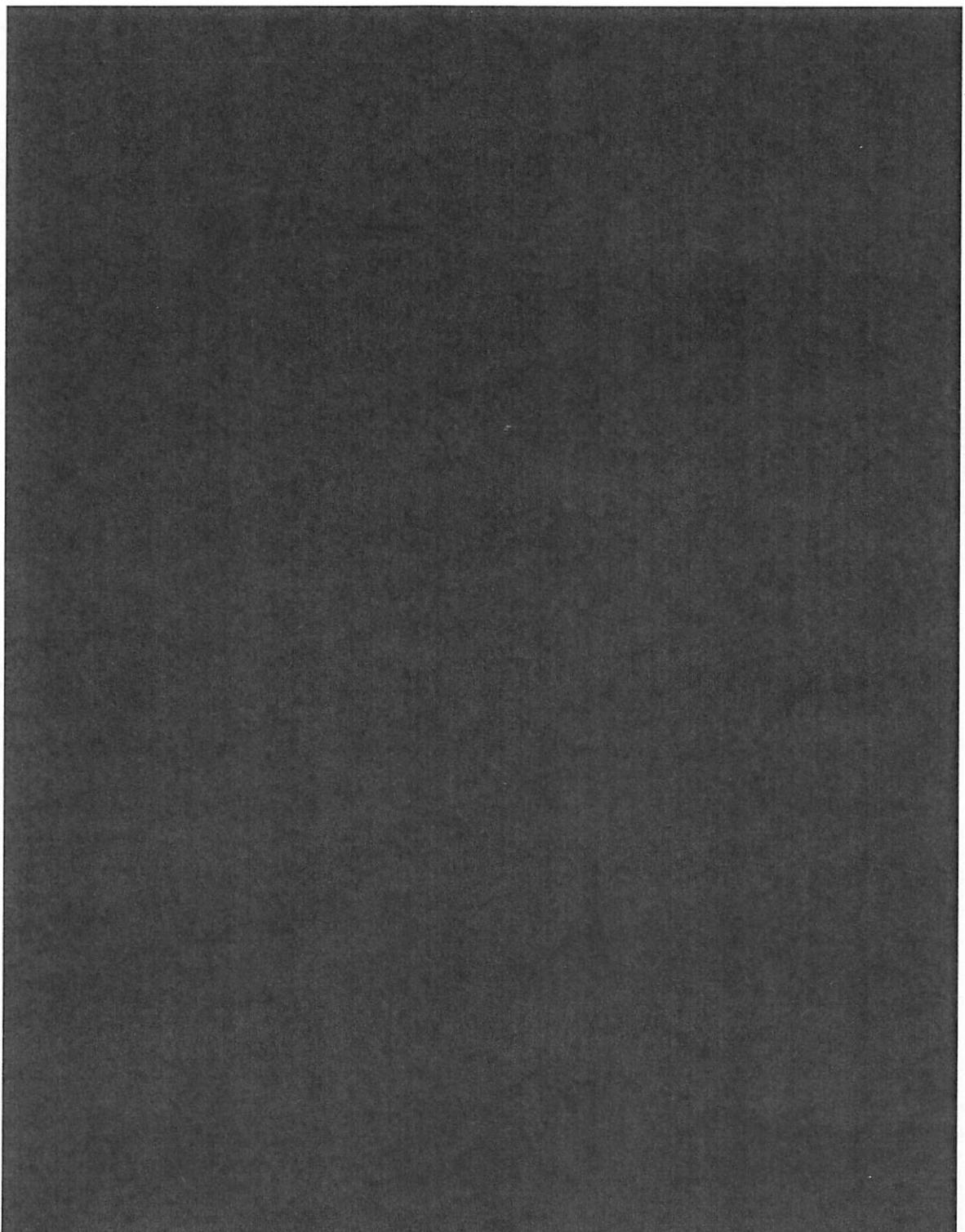
次に、当事者主義がかなり徹底されていると感じた。判決の内容はまさに自己責任となるが故に、自白事件であっても両当事者が真剣に攻撃防御を繰り広げ、緊迫した雰囲気が漂い、陪審員も誠実にその職務を全うしようとし、また、両当事者の法廷技術等の訴訟活動が洗練されていくのだろうと思われる。裁判官は全くの中立の立場に立ち、異議の処理などを淡々とこなしていた。他方で、立証計画を当事者の判断に委ねている点については負の面も感じざるを得なかった。当事者が必要と考えればどこまでも立証活動が許容されるというのは、場合によっては無駄な時間や手間等の負担がかかりかねない。のみならず、立証活動の内容についても、今回傍聴したような、当事者にとって立証しやすい、悪性格立証やその反対の良性格立証が余りにも繰り広げられてしまうというのは、陪審員に事案の本質を見誤らせる可能性があるのでないだろうか。量刑が法的安定性に欠ける点（テキサス州では、陪審による量刑を認めていることとの関係で、他の州のように量刑のガイドラインは決められていないし、また、他の州のように量刑前調査報告書の作成をまってから量刑を行うということもない。）についても、当事者主義が影響している面があると感じた。

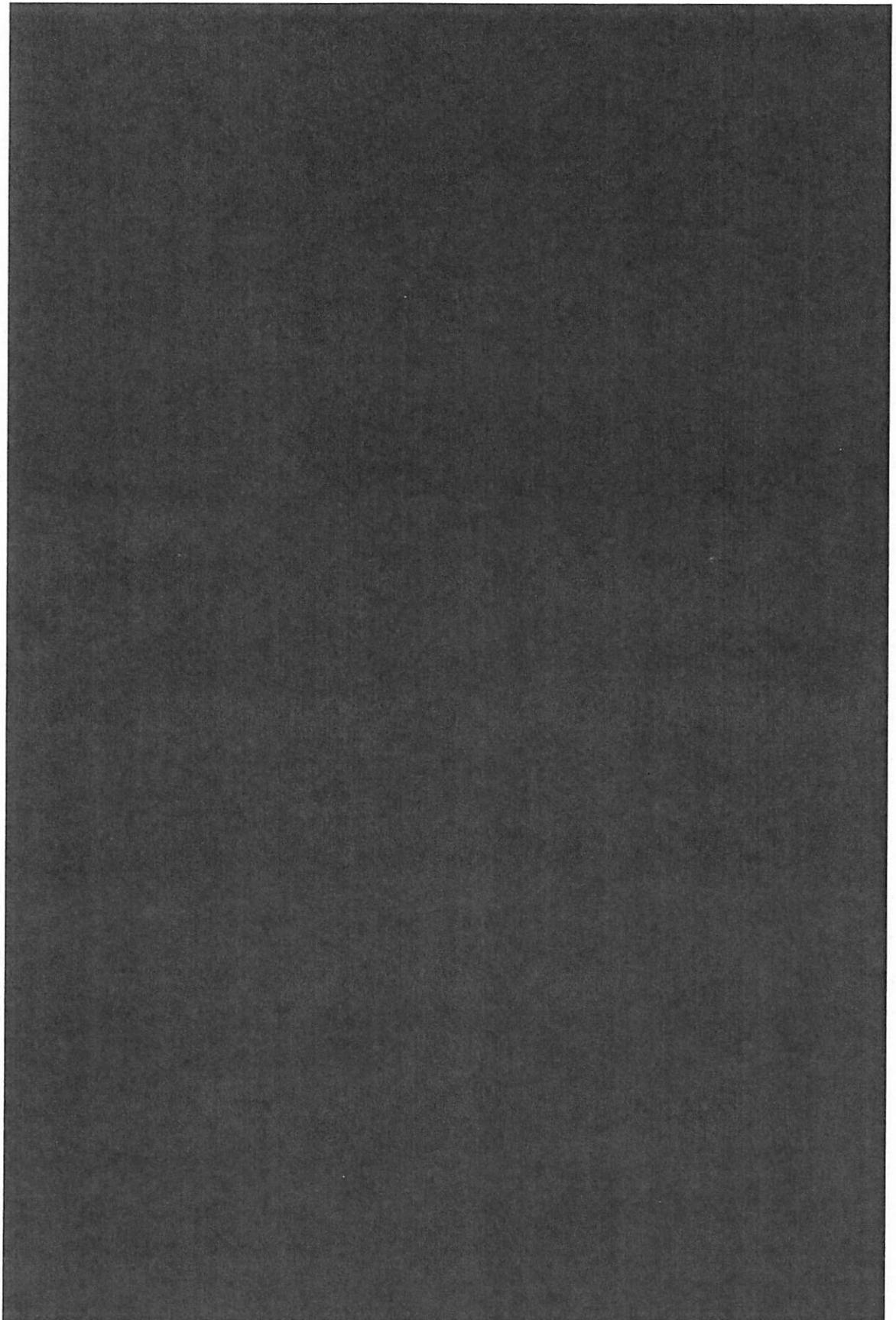
どのような制度であっても長所と短所を有するが、米国流の当事者主義の下での陪審制度の良い面だけでなく悪い面についても調査することができた点は、我が国の裁判員制度を考える上で非常に有益であった。

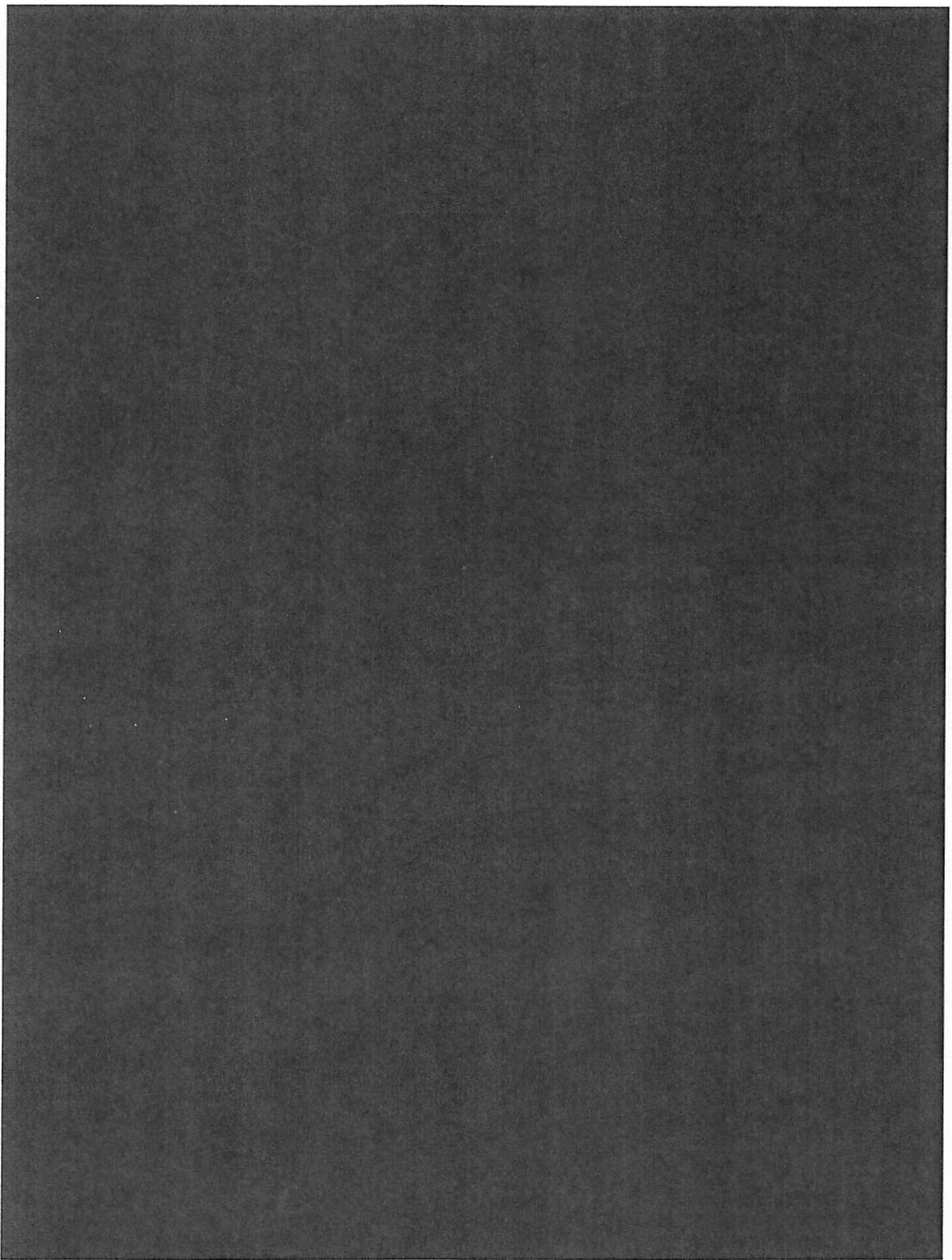
## 第5 雜感

## 1 証人尋問に関する共通認識の存在について

本文の報告と若干重複する点もあるが、米国の検察官や弁護人の間において、あるべき尋問技術として共通して認識しているものがあると強く感じられた。







## 2 尋問技術のセミナーの存在について

州レベルでは、コンロン氏らの専門家証人に関するセミナーもしかりである

が、ある程度の経験を積んだ弁護人らが講師となりセミナーを開いているとのことであり（ウェイレン氏も若手に対するアドバイザーである。），アベ裁判官も、弁護士時代には、ジョージア州に3回ほど研修に行き、ぎっしり尋問技術を学んだと述べており、尋問技術などを伝授するセミナーや研修の機会が多数あることが確認できた。連邦レベルでも、公設弁護事務所弁護人のサンズ氏らも弁護人の尋問技術を高めるためにトライアル・カレッジで2週間にわたり、専門家の指導の下、主張の仕方、尋問の仕方等についての訓練を受けるとのことであった。

また、ドイル判事から視聴を勧められた反対尋問に関する講演を調べた際に、インターネット上で反対尋問に関する講演の検索をかけると、尋問技術に関し多数の講演が様々なレベルで行われていて、ある程度の資料が公開されていることも確認できた。

このように、米国の刑事陪審裁判において、尋問技術が重視されていることは明らかであり、そのために米国の法曹がその技術向上に日頃努めていることも肌で感じることができた。我が国において、弁護士会などにおいて一層の研修の充実を図り、尋問技術に関する共通認識の醸成、ひいては個々の弁護士の尋問技術の向上が望まれるところである。

3 なお、司法取引制度の影響について、さほど時間をかけたインタビューを行うことができず、結局は、当該証人が信用できるか否かはケースバイケースということが確認されたにすぎなかかった。米国では、おそらく司法取引で減輕されたり、あるいは刑事免責を得て証言を行うことが日常茶飯事で行われていて、それ自体が信用性の大きな分岐点となるような事件は少ないのでないかとうかがわれた。いくつかのインタビューで質問した際にも、それほど重要なポイントであるようと捉えているようには感じられなかった。その意味で、我が国で、今後、捜査協力の見返りとして量刑上緩い刑として考慮されたり、起訴を免れたような証人の尋問が問題となったとしても、特別扱いをする必要

はなく、証言をしたことで得た利益や他の事情とあわせて、信用性を判断して  
いけばよいように感じられたが、些細な調査をしたわけではないので、あくま  
でも感想としての指摘にとどめたい。

以上